

第15回遊びのプログラム等に関する専門委員会	参考資料
2019(令和元)年6月27日	5

平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

「児童館等における『遊びのプログラム』の効果の 検証・分析に関する調査研究」報告書概要

実施主体：早稲田大学

【実施体制】（敬称略、◎は作業部会座長、○は作業部会委員）

氏名	所属	WG
主任研究員		
岩田 紳也	早稲田大学 国際情報通信研究センター 客員主任研究員	○
研究員		
坂井 滋和	早稲田大学 国際情報通信研究センター 所長	
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構 教職課程科 准教授	◎
安田 節之	法政大学 キャリアデザイン学部 准教授	
井垣 利朗	八王子市立中野児童館 館長	○
鈴木 一光	一般財団法人 児童健全育成推進財団 理事長	○
研究協力者		
菅沼 睦	早稲田大学 国際情報通信研究センター 客員主任研究員	
野中 賢治	一般財団法人 児童健全育成推進財団 企画調査室長	○
野澤 秀之	一般財団法人 児童健全育成推進財団 企画調査室次長	○
アシスタント		
中村 興史	埼玉大学大学院 教育学研究科 修士課程在籍	○

1. 調査研究の目的

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」では、昭和60年に国が設置した「こどもの城」（平成27年3月末に完全閉館）が果たしてきた「遊びのプログラム」を開発・普及する機能・役割を引き継ぎ、「遊びのプログラム」の全国的な普及・啓発や新たなプログラムの開発、「遊びのプログラム」等の分析及び評価等について検討している。その専門委員会において、「遊びのプログラム」のPDCAのプロセスには、子どもの権利の観点から子どもたちが主体的に関わることや地域の協力を得て実施することなどが重要であると指摘されている。

「遊びのプログラム」の実施については、平成28年度の「遊びのプログラムの開発・普及に係る調査研究」（国の委託事業）により、全国16か所の児童館で、例えば、環境問題を考えるものや貧困家庭の子どもに対する食事の提供、学習支援等の課題に結びつけた取組、災害のあった地域での子どもの意見をまちづくりに生かす取組、子どもと高齢者や外国人の交流促進など、今日の社会ニーズに対応したモデル的なプログラムが実施されたが、それらの効果の検証・分析方法については、今後もさらに検討・研究が必要であることが指摘されている。また、児童館や放課後児童クラブでは、子どもや地域の状況等を踏まえて、日常的に「遊びのプログラム」を実施しているが、そのプログラムが参加者等にもたらす効果の客観的な検証・分析方法は確立していない状況にある。

このため、本調査研究は、今後の「遊びのプログラム」の開発・普及に資するため、児童館・

放課後児童クラブ等において実施される「遊びのプログラム」の効果の検証・分析について研究し、その方法等について具体的に提言することを目的として実施した。

2. 調査研究の方法

本調査研究の目的に基づいて、以下の研究を行った。

(1) 類似事業等の調査

- ・ 児童館等に汎用可能な「遊びのプログラム」の効果の検証・分析の視点等について考察するため、児童館等に近接する領域での類似する事業に関して整理した。
- ・ 児童館における「遊びのプログラム」の効果の検証・分析に役立てるために「プログラム評価」について学び、その要点を整理した。

(2) 関係者へのヒアリング等

- ① 児童館訪問調査 全国8か所の児童館を訪問し、視察調査と施設長等へのヒアリングを実施した。
- ② 利用者アンケート調査 上記児童館の協力を得て、利用者（乳幼児・保護者、小学生、中・高校生、他）を対象にアンケート調査を実施した。
- ③ 元利用者へのヒアリング調査 都内児童館の元利用者2名（高校生と大学院生）にヒアリング調査を実施した。
- ④ 有識者へのヒアリング調査 児童館関係の有識者3名（専門委員会委員、元専門官、研究会主任研究員経験者等）にヒアリング調査を実施した。

(3) プレ検証（フォーカスグループミーティングによる提言の検証）

本研究会の提言内容（案）について、都内児童館長、児童厚生員、行政担当者によるフォーカスグループミーティングを実施した。

(4) ヒアリング調査対象児童館関係者への確認

訪問調査でインタビューに応じてくれた児童館長等に本研究会の提言内容を説明し、それぞれの見解を述べてもらった。地域や設置条件などが異なる多様な児童館現場での、提言内容の妥当性と有効性の確認を行った。

3. 調査研究における倫理面への配慮

本研究は早稲田大学学術研究倫理憲章に基づいて実施した。

4. 調査結果

(1) 「遊びのプログラム」の考え方

「遊び」と「遊びのプログラム」及び児童館での子どもの過ごし方やプログラムの実施状況について委員会で共通認識を持ち、「遊びのプログラム」とそれを支える児童館の日常活動、児童館活動の評価のあり方等について整理するために、委員会内での学習と委員全員による児童館への先行視察を行った。その内容の主なもの、「発達における遊びと大人の関わり（鈴木一光研究員）」、「八王子市立中野児童館の日常プログラムの展開（井垣利朗研究員）」としてまとめた。

結果、研究課題としてその効果の検証・分析方法を調査研究することとされた「遊びのプログラム」及び

それに関連する用語は、本研究会において以下のように整理した。

- ・平成30年10月に改訂・公表された国の児童館ガイドライン(以下「児童館ガイドライン」)に示されているように、児童館活動において「遊び」は、「成長や発達にとって重要な役割」を果たすものと考えられている。
- ・児童館活動は、目標を掲げて企画を起す活動としての「企画プログラム」と、基本的な日常活動としての「日常プログラム」の2つに仕分けできる。
- ・多くの現場では「日常プログラム」も重視されており、「児童館ガイドライン」にも示されているような、子ども一人ひとりへの理解や安定した日常の生活への支援が意識的に行われている。
- ・本報告書で規定する「遊びのプログラム」は児童館で行われている全ての活動を指し、「企画プログラム」と「日常プログラム」双方を含む「児童館ガイドライン」に沿った活動全部を包含する概念とした。

(2) 類似事業等の調査と「プログラム評価」について

児童館等に汎用可能な「遊びのプログラム」の効果の検証・分析の視点等について考察するため、平成30(2018)年7月27日に発出された、厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会中間まとめ「総合的な放課後対策に向けて」の「参考資料3 子どもの放課後に対する主な取り組み」より、児童館に近接する領域での類似する事業に関して整理した。

なお、海外事例については本研究会では収集できなかった。

類似事業の中では放課後児童クラブが自己評価をおこなうこととされ第三者評価についての研究が進められているが、その内容は把握できなかった。その他の分野については明確に文書化され体系化されたものは見出せなかった。

児童館における「遊びのプログラム」の効果の検証・分析に役立てるために安田節之研究員による講義(「プログラム評価の基礎—児童館の調査研究にプログラム評価アプローチをどう活用するか—」)に基づいて「プログラム評価」について学び、その要点を整理した。

(3) 児童館訪問調査

各地の児童館における活動の検証・分析方法やプログラムに対する考え方等を把握するとともに、「遊びのプログラム」を支える日常活動の具体的な内容と児童厚生員等の専門性を明らかにするため、全国8か所の児童館を訪問し、活動場面の視察及び施設長等へのヒアリングを実施した。

【調査実施期間】2018年(平成30年)10月～12月

【対象施設選定方法】優れた実践のある児童館の中から、地域や施設特性のバランスを考慮

【訪問調査協力児童館】

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ・宮城県石巻市子どもセンター「らいつ」 | ・京都市 明德児童館 |
| ・新潟県立こども自然王国 | ・神戸市 六甲道児童館 |
| ・長野県松本市 寿台児童館 | ・愛媛県久万高原町 NIKO NIKO館 |
| ・愛知県児童総合センター | ・福岡市立中央児童会館「あいくる」 |

【調査項目】「遊びのプログラム」の展開過程で大事にしていることや、評価方法、等

【調査結果から分かったこと(主な内容)】

- ◇ 遊びを通した親子の観察や、その変化のエピソード、遊びを通した子どものとらえ方の変容は多々あるが、それが評価に組み込めていない。
- ◇ 日常における子どもや親との些細なやりとりをプログラム改善に反映していく道筋そのものを、評価と

して位置づける必要がある。

- ◇ 「子どもの声」や「子どものようす」から子どもの最善の利益を保障していくために職員が試行錯誤するプロセスは、「児童館ガイドライン」の体現であるといえる。このプロセスそのものを評価する枠組みを構築する必要がある。

(4) 利用者アンケート調査

児童館利用者(乳幼児・保護者、小学生、中・高校生、他)の状況やニーズを把握するとともに、プログラムの捉え方や効果等を調査するために、訪問調査の対象となった8児童館の協力のもと利用者アンケートを実施した。

【調査実施期間】 2018年(平成30年)10月～2019年(平成31年)1月

【配布数・回収数等】

種別	配布数	回収数	回収率
児童向け	400	248	62.0%
保護者向け	400	215	53.8%

【調査項目】 児童館での過ごし方や、児童館利用の効果、等

【調査結果から分かったこと (主な内容)】

- ◇ 児童館での過ごし方については「遊ぶ場所」だけではなく、「安心できる場所」「安全な場所」という意見も見られた。
- ◇ 児童館が利用者にとって「安心・安全な居場所」になるのを支える要素として、「職員の存在」が述べられていた。また、「職員からの声掛け」、「相談相手」など、職員との関わりを高く評価する意見は、子どもからも保護者からも多く寄せられていた。
- ◇ 児童館における他者との触れ合いについては、職員に加え、他の子どもやその保護者、地域の人たちやボランティアなど、性別や年齢を超えた人たちとの関係作りを評価する意見が多かった。

(5) 元利用者へのヒアリング調査

児童館における「遊びのプログラム」の中長期的な効果を測るために、元利用者2名へのヒアリング調査を実施した。

【目的】 元利用者にかつての児童館利用の経験や現在振り返って感じるその意味等を語ってもらい、児童館等における「遊びのプログラム」の捉え方やその効果の検証・分析方法を検討するための素材とする。

【対象者選定方法】 児童館の元利用者で、児童館について公的な場で発言した経験のある方

【ヒアリング調査対象者】 (敬称略)

今井八彩(高校3年・東京都)、中村興史(埼玉大学大学院 教育学研究科 修士課程)

【期日・場所】 平成30年(2018年)10月16日・日本薬学会ビル 会議室

【調査項目】 児童館での過ごし方や、児童館利用の効果、等

【方法】 グループヒアリング

【調査結果から分かったこと (主な内容)】

- ◇ 児童館における一つ一つの「遊びのプログラム(企画プログラム)」は、単体で存在しているというよりは、日常の些細な関わりの中で児童厚生員と子どもとの関係が育まれ、それらを土台としてこそ効果

的に実施される。

- ◇ 「遊びのプログラム(企画プログラム)」を一つ一つのプログラムとして評価するだけでは、「遊びのプログラム」の実態を把握し、検証することは困難である。その背景をなす、日常の活動を包括した検証の枠組みが必要である。

(6) 有識者へのヒアリング調査

児童館における「遊びのプログラム」の効果の検証・分析方法について知見を得るために、児童館関係の有識者3名へのヒアリング調査を実施した。

【目的】児童館等における「遊びのプログラム」の捉え方とその効果の検証・分析方法について知見を得る

【対象者選定方法】児童館関係の有識者（専門委員会委員、元専門官、研究会主任研究員経験者等）

【ヒアリング調査対象者】（敬称略）

植木 信一 新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 教授

大竹 智 立正大学 社会福祉学部 子ども教育福祉学科 教授

柳澤 邦夫 栃木県 上三川町立上三川小学校 校長

【期日・場所】平成30年（2018年）10月16日・日本薬学会ビル 会議室

【方法】グループヒアリング

【調査項目】児童館における「遊びのプログラム」の捉え方、その効果の検証・分析方法等

【調査結果から分かったこと（主な内容）】

- ◇ 児童館における「遊びのプログラム」評価は、個々の課題に対して、「①インプット」（児童館の活用）で実施される「②アウトプット」（8つの活動内容の実施）の評価にとどまるのではなく、その結果生じる「③アウトカム」（子どもの成長・発達）までを効果測定するという一連の「ロジックモデル」が必要である。
- ◇ しかし、このようなロジックモデルでの分析は、児童館における「遊びのプログラム」を子どもの成長・発達との関連で評価できる可能性がある一方、児童館における子どもの日常的な活動が、子どもの成長・発達にどのように関連するのかを明らかにするには限界があると考えられる。
- ◇ 児童館で「遊びのプログラム」を実施する際には、「児童館ガイドライン」に規定する8つの活動内容だけではなく、児童館における日常的な活動を含めて総合的に評価し効果測定することが必要である。児童厚生員は、それらの日常的な活動の要素を実践記録等で残していると想定されることから、この実践記録を活用できる可能性がある。
- ◇ 児童館等における「遊びのプログラム」の効果の検証・分析に関する調査研究においては、原因と結果をすぐに検証することは難しいと思われる。それよりも「遊びのプログラム」の前に、児童館自体が子どもの居場所になれているかどうかということが問われているのではないか。子ども自身が安心して過ごせる空間・場所の提供や、そのための環境作りが児童館職員に求められていると思う。
- ◇ プログラムの評価は、「目的・狙いの設定」により左右され、評価の観点やレベルも決まってくる。浅い目的と評価は、次年度の児童館運営の向上への材料とはならなくなる。
- ◇ 児童館の中で相談して「遊びのプログラム」を決めていく際には、「狙い・目的」を十分に吟味しながら決定していくことが大切である。

5. 提言

(1) 提言にあたって

① 「児童館ガイドライン」との関わり

本研究会では、「児童館ガイドライン」と児童館における「遊びのプログラム」との関係についても検討した。

「児童館ガイドライン(旧)」は2011年(平成23年)3月に、国としてはじめて児童館の運営や活動が地域の期待に応えられるものにするための基本的事項を取りまとめたものである。この「児童館ガイドライン(旧)」は全国の児童館の運営や活動の向上を図る上で重要な役割を果たしてきた。

本研究会の発足時には、この「児童館ガイドライン(旧)」の改訂作業が進められており、平成30年10月1日に改訂版の「児童館ガイドライン」が発出された。

本研究会では、この「児童館ガイドライン」が国としての今日の児童館についての理念・目的を示し、その運営のあるべき姿を示したものであるとともに、これまでの全国の児童館の運営・活動を反映して作られたものであることから、児童館における「遊びのプログラム」を分析・検討する際の指針に位置づけることを検討した。

② 児童館活動の評価と実践記録について

「児童館ガイドライン」で述べられているように、子どもにとって遊びは生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。原則として児童館は安全で安心できる居場所であるが、そこで行われる活動全てが「遊びのため」のプログラムに限られている訳ではない。「一人で静かに座っていたい」という子どもにとっては児童館は必ずしも「遊び」の場とは言えないかも知れないが、「安全・安心な居場所」としてその子にとってはなくてはならない場所であり、一人の時間は必要な時である。

研究会ではまず、児童館の現場において「遊びのプログラム」という単語がどの程度浸透し、どういう使われ方をされているのかも調べることにした。ヒアリング調査では「遊びのプログラム」という言葉は、一般的にはあまり使われていないという意見が多く聞かれた。一方、「プログラム」という言葉は児童館では日常的に使われているという意見が多かった。ただし各児童館で「プログラム」という言葉を使う場合、その言葉が意味する内容は「行事」、「企画」、「活動」等様々な意味で使われていた。「プログラム」とは幅広い児童館活動の中で特定の活動を例えば「〇〇プログラム」と呼び、示している例が多く見受けられた。

「遊び」についての整理では、「遊びが子どもの成長や発達にとって重要な役割」であるという本質的に立ち戻り考えることとした。本研究の「『遊び』のプログラム」とは狭義の「遊び」という意味だけに止まらず、児童館で行われている「子どもの成長や発達にとって重要な役割につながる全ての活動を対象とするもの」と捉えることとした。児童館職員が心がけている、子どものささやかな変化への「気づき」や「さりげない声掛け」等、職員が日常行っている児童館での業務活動全てを包含している「日常プログラム」が、児童館活動の本質であり基盤となっていることを明らかにすることが出来た。

児童館活動を評価する方法や基準としては、従来では、参加者数、子どもの満足度、運営の円滑さ等の可視化しやすい「アウトプット」(短期的な結果)から推し量ることが中心であった。一方、本委員会では「アウトカム」(長期的な成果)を評価の対象として捉え直し、児童館職員が子どもたちの発する小さな兆し、違和感、やる気等に気づき、目の前で起きている事象に隠された子どもの背景を意識しながら子どもに接する業務の質こそ評価の対象となるべき事項であるとの結論に至った。

児童館活動の効果を検証するにあたり、「日常の活動の振り返り(省察)」と「各職員の体験」、「情報の客観化」、「情報の共有化」の方策として、児童館職員が日常業務を記録しているメモ・活動報告を元に

書く「実践記録」に着目した。職員が児童館で行っている日常の活動とは、子どもの最善の利益に寄与し、子どもの状況を良い方向に変えてゆくものである。職員が日々の活動を言語化した実践記録には、自らの言動を客観的に振り返るといった効果や、記録を職員間で共有できる機能とノウハウが詰まっている。実践記録を書く度に、自己の1日の行動について省察、確認、検証等を行うこととなり、自らの言動をより深く理解する機会となる。

児童館職員が実践記録を書くことは、自分たちの言動が子どもたちや地域に対して「どのような影響を与えているのか」を自問、振り返り、評価をするきっかけとなり、その記録は職員全員で共有することで、子どもへの関わりを「組織」として一体化して取り組み質の向上が期待できる。また子どもたちへの効果とともに、医療現場での類似の看護実践記録の例から実践記録が業務の質を向上させてゆく効果についても明らかになった。今後の研究で実践記録の活用は職員意識のステップアップが期待でき、実践記録の検証をより深く進めてゆけば、児童館職員の専門性や技術の向上に寄与できる可能性があるとの認識に至った。

今後実践記録を全国の児童館に定着させてゆくためには、広範囲に事例調査を行い実践記録の有用性を検討することが必要である。同時に実践記録に記述する必要な項目、記述する事項や書式の検討、最適な内容、実践記録の職員間での共有方法等についての検証も求められる。全国の児童館の活動実態調査を行い多くの事例の比較・検証を通し、児童館活動の評価につなげられる実践記録の設計を目指したい。例えば、実践記録を内容について何を「標準化する」のがふさわしいのか、あるいは特定の項目は個々の児童館特性に合わせた柔軟な「ローカル・ルール」を考慮するのがふさわしいのか等、「本当に現場が求めているもの」の検討を行っていききたい。

③ 「プログラム評価」について

近接領域における類似事業等の検証・分析に関する先行研究の調査については、直接児童館で活用できる有効な情報を入手することはできなかった。そのため、施策・事業・プロジェクト等の検証・分析の方法として汎用性があると思われる「プログラム評価」を取り上げ、研究会内で学び整理することとした。

結果、「プログラム評価」の方法には、児童館で取り組む企画事業や運営等の検証・分析に有効と考えられることが示唆されたが、評価者（児童館以外の評価機関や評価専門者等）による評価を基本とするものであるため全ての児童館に適用するには課題があること、その方法を自己評価のツールとして活用することができるかについては更に検討が必要となること等から、今後の研究課題とすることとした。

④ 「情報ネットワーク社会と子ども、児童館」について

児童館訪問調査の中から明らかになったことに、「子どもの情報ネットワーク利用」と「児童館自体の情報ネットワーク活用」のことがあった。このことは、当初の研究課題に「近年ではICT（情報通信技術）の生活への浸透が進み、その中で求められる『遊びのプログラム』の効果を検証することも必要になっている。」と言及したことと照応した事項である。そのため、このことについての検討結果を「情報ネットワーク社会と子ども、児童館」としてまとめた。

（2）提言

① 「遊びのプログラム」検証の視点

児童館における「遊びのプログラム」は、それ単体として存在するというよりは、子どもと児童厚生員の日常の些細なやりとりや気づきと有機的につながっている。

「児童館ガイドライン」では、児童館における活動として、以下の 8 つを挙げている。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 遊びによる子どもの育成 | 5. 子育て支援の実施 |
| 2. 子どもの居場所の提供 | 6. 地域の健全育成の環境づくり |
| 3. 子どもが意見を述べる場の提供 | 7. ボランティア等の育成と活動支援 |
| 4. 配慮を必要とする子どもへの対応 | 8. 放課後児童クラブの実施と連携 |

これらの 8 つの活動も、必ずしも一つひとつが独立しているわけではない。むしろ、これらのいくつかが連動し、補完し合った日常の関わりがあり、それを土台として「遊びのプログラム」が機能するのである。また「遊びのプログラム」から 8 つの活動へ拡張していくこともあり得る。プログラムを作った段階で目的は設定してあるものの、その場にいる子どもたちを見渡して、柔軟に手順や中身をつくりかえることもあるだろう。「遊びのプログラム」は、子どもに対してはある一つの遊びの名を冠して姿を見せるのであるが、児童厚生員がいざそれを実施しようとするれば決まりきったマニュアルだけでは通用しない難しさを有するのである。

ここで改めて「遊びのプログラム」の検証・分析の視点に立ち返ると、「児童館で『遊びのプログラム』を実施する際には、『児童館ガイドライン』に規定する 8 つの活動内容だけではなく、児童館における日常的な活動を含めて総合的に評価し効果測定することが必要」なのである(有識者ヒアリング)。「遊びのプログラム」を評価するには、その背景にある多層的な構造ごと捉える視点が必要である。そうすることで、子どもを置き去りにしない検証が可能となるだろう。

この視点で考えたとき、現在多くの児童館で実施されている参加人数や利用者満足度による検証ではどうも十分とはいえない。また「子どもが〇〇をできるようになったからこれはよい活動だった」という短絡的な検証をしているむきもある。検証することで明らかにしたいのは、児童厚生員が子どもとの関わりを通して児童福祉法第 40 条および子どもの権利条約にのっとって子どもを育成するそのありようである。たとえ、その企画プログラムを通して「子どもが〇〇をできるようになった」からといって「子どもの声を尊重できなかった」のであれば、それは果たして子どもの健全育成に資するものとなっているといえるだろうか。

なにより、検証をすることで児童厚生員の力量形成につながるようなものになりたい。そこで本研究会が着目したのが、実践記録と「児童館ガイドライン」である。

② 支援者のゆらぎと実践記録

現場で子どもと向き合うとき、児童厚生員はたくさんの葛藤に直面する。実践のなかで援助者、クライアント、家族などが経験する動揺、葛藤、不安、あるいは迷い、わからなさ、不全感、挫折感などを総称して「ゆらぎ」という。社会福祉実践はこれらの「ゆらぎ」に直面し、「ゆらぎ」を抱え、「ゆらぎ」という体験から何かを学ぶことによって、その専門性や技術を高めることができる。

対人支援に「ゆらぎ」はつきものであるが、ゆらいでいる状態は支援者にとって耐えがたいものでもある。自分の信念や価値観といういわば足元がゆらぐのである。その中で他者を支えることは容易ではない。できるだけ早くこの状況を脱したい、あるいは考えないようにしたいと思うに至る。

ところが、「ゆらぎ」は、放置すると支援の破綻を招く。具体的には、支援者が支援行為をやめてしまったり、子どもの権利侵害が起こったりする。ところが、「ゆらぎ」は心のケアでは対応できない。支援の破綻を回避するための鍵は「省察」すなわち振り返りである。「ゆらぎ」は省察を通して意識化され、それに向き合うことで「ゆらがない力」としての現場の専門性を獲得することが可能となる。

児童館実践にひきつけて考えると、省察は児童厚生員自身がまず「ゆらぎ」に気づくことから始まる。ゆらいでいる自分を受け入れつつ、他者と共有することを通して、「ゆらぎ」は少しずつ言語化されていく。

省察(振り返り)は、実践を言語化・記録化し、それを共有できているかどうかポイントとなるが、これには児童館実践のなかで培われてきた実践記録を活用することが可能であると思われる。このプロセスを通

して、「ゆらぎ」を専門性に転化する枠組みが可能となる。

③ 振り返りの軸としての「児童館ガイドライン」

改正「児童館ガイドライン」が、2018年10月1日に発出された。その特徴として挙げられるのは、以下のような事柄であった（「児童館ガイドラインの改正について（通知）」）。

- ・ 児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示したこと
- ・ 児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理したこと
- ・ 子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示したこと
- ・ 児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めたこと
- ・ 子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を加筆したこと
- ・ 大型児童館の機能・役割について新たに示したこと

ここに示されたことは、本研究で実施したヒアリング調査でもたびたび児童厚生員の口から発せられた事柄である。現場で判断に迷ったとき、職員同士で意見が割れたとき、どうしたらいいかわからなくなったとき、彼らが立ち返るのは目の前の子ども、であり、それがその子どもにとって一番いいことであるかどうか、という視点であった。「もやもやしていたことが『児童館ガイドライン』で言語化された」と語った者もいた（プレ検証）。換言すれば、現場職員が直感的に支援の基盤としてきた事柄が総合的に明文化されたものが改正「児童館ガイドライン」であると言えるだろう。

そこで、実践記録を書くにあたってのよりどころとして「児童館ガイドライン」をその軸とすることを枠組みとして提案したい。

④ 気づきと支援者の自立・成長

支援行為を言語化し、記録し、他者と共有するプロセスはしかし、容易ではない。実践をどのような目線で言語化・記録化し、共有すればいいのだろうか。このことを考察するにあたって、支援行為を言語化・記録化し、共有する文化のある看護実践を参考にする（外口玉子（1981）『方法としての事例検討』日本看護協会出版会）。

外口は、看護を展開するとき、看護師が依拠している枠組みともいべきものとして、＜自立・成長＞のモデルをあげた。それは「患者だけを自立に向かわせるという一方通行的なものではなく、そのプロセスでかかわっている看護婦自身にもまた、発見があり成長がめざされるものであるということ」（外口、1981:16）を意味する。

枠組みとしての＜自立・成長＞モデルによって看護師が「ゆらぎ」と向き合うことの眼目は、患者との関係のなかで直面させられたことを、「それまでとは異なった側面から」見なおすことである。重ねて「葛藤や困難に直面しても回避せずに」踏みとどまることにより、「よりふさわしい動きをとろうと動機づけされていく力を得られる」（外口、1981:19）のである。

そしてこのことは、看護実践における共有と深くかかわる。看護実践における共有とは、ある知恵や原理を導き出して一般化することではない。一人の看護師が「一人の患者との関わりのなかで自分を迫られたような体験を語りあえたとき、かけがえのない一個人としての患者とその人にかかわっている自分自身の意識世界を明らかにでき、その過程で共有できるものを選びとっていく」（外口、1981:22）ことなのである。

子ども支援に即して考えれば、支援の現場でゆらいだとき、「自分を迫られたような」体験を言語化し、それを他者と共有することによって子どもだけでなく自分自身の成長の契機となっているか、ということである。自分を迫られたような経験に向き合うことも辛ければ、それを他者と共有することはなおさら難しい。しかし、そうすることで、支援者は子どもから逃げずに、自分自身と向き合い、その他者の目をくぐることで自分だけでは気付かなかった発見をする。この他者の目とは、職場の同僚でもあり、「児童館ガイドライン」そのものでもあるだろう。

⑤ 協働的省察的实践の場としての「鏡のホール」

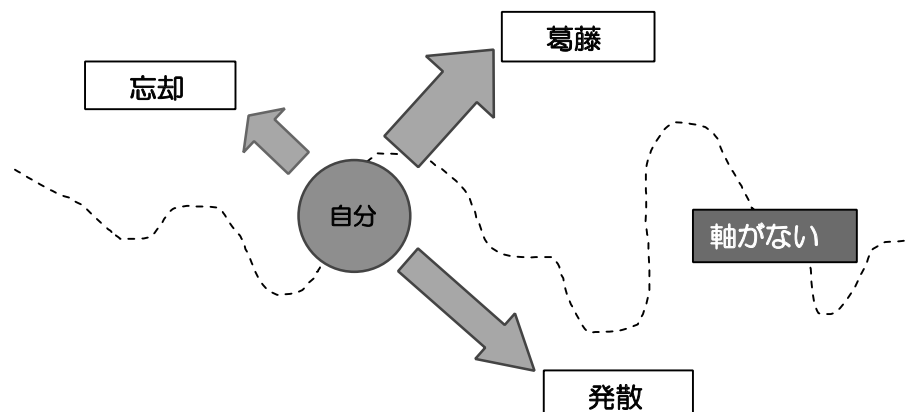
省察すること(振り返り)についてももう少し深く考えたい。

ショーン(Schön, D.A.)が提案するのは「鏡のホール」である。「鏡のホール」は、多重の省察が照らしあわされる状況であり、省察的実践の新しいアプローチである。このことは、「正しく進み続ける(rights going on)」ではなく「多様な光を当て続ける(lights going on)」、すなわち「学び取ったパターンをそのまま直線的にあてはめようとするのではなく、それを一つの可能性として用いて多様な視点からの解明を続けていく」(Schön, D.A. 1987:295=2017『省察的実践者の教育』:400)ことである。「鏡のホール」における多重の省察により、支援者自身が主体的に、目の前の子どもにとって一番いい支援とは何かを探るヒントとなるだろう。

「鏡のホール」は、換言すれば、協働的省察的実践の場の創出である。ひとりでゆらぐことは孤独であり、違う見方をすることは難しい。だからこそ、安心して協働で振り返る場が必要だ。児童館における「遊びのプログラム」は多層的な支援によって構築されていた。それゆえ、支援も複雑である。ゆらぐ場面も少なくない。支援者の「ゆらぎ」を支えることは、支援者自身が目の前の状況を打開するための力量をつけていく道筋を拓くものであり、ひいては、子どもの最善の利益を保障するものとなる。

⑥ 実践記録とその共有のための枠組み

これまで、児童館活動において実践記録の重要性はたびたび指摘され(児童健全育成推進財団、2014)、事例集も作成されてきた(厚生労働省、2013)。ところが、実践記録の作成とその共有は、児童館活動の検証という視点では十分に語られてはこなかった。また、実践を振り返る軸についても検討されてこなかった。そのため、一人ひとりの児童厚生員がどんなに振り返りを行っても、子どもの権利が保障できているかどうかという目線では検証が難しい場面もあった(モデル図1)。

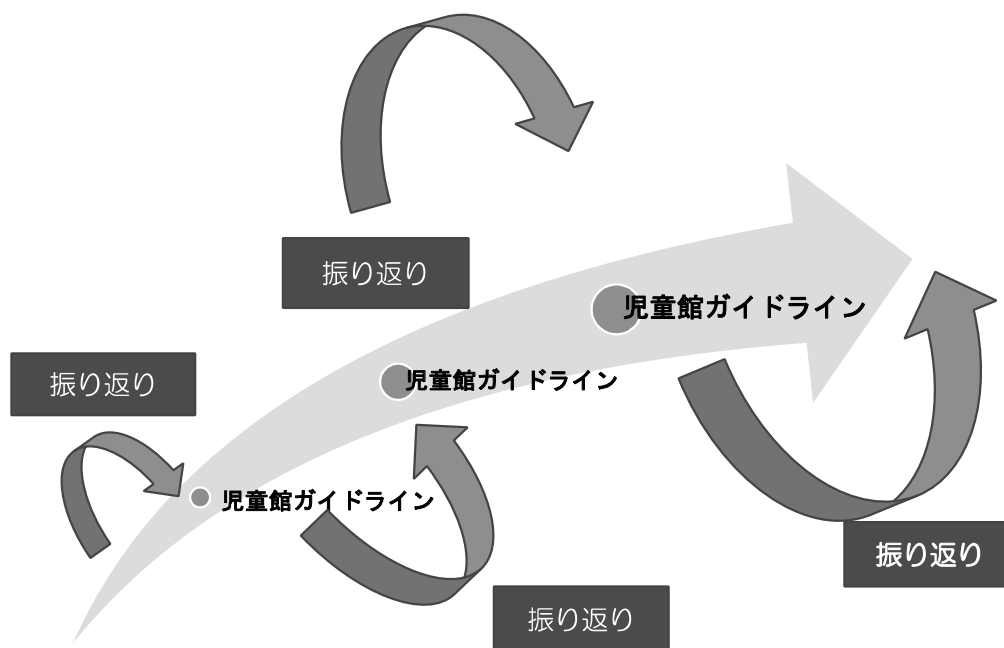


モデル図1：これまでの振り返り

これに対し、改正「児童館ガイドライン」を軸として実践記録の作成と共有の枠組みを捉え直すことは、児童館活動を検証し、児童館活動を子どもの最善の利益にかなうものとするを可能とすると考える。

以上を踏まえ、本研究会が提案する検証—実践記録の作成とその共有—のための枠組みは以下のよう
なものである。

- ・ 子どもと関わるなかでの気づきを「失敗」を含めて言語化できているか
- ・ ゆらぎ／自分を迫られたような経験に向き合うことができているか
- ・ 直面したできごとを回避するのではなく、踏みとどまって子どもを向き合うことができたかどうか、できなかったとしたら、そのときの自分の思いはなんであったか
- ・ 子どもの行動や言葉の背景にある“思い・気持ち”を考えることができているか
- ・ 自分の言動の根拠となる理念や信念、価値観（現在の専門性）は何であるか
- ・ 自分の理念・価値観は「児童館ガイドライン」とどのような関係にあるか
- ・ 一人で振り返るだけでなく、事例検討等振り返りを他者と共有する場があるかどうか
- ・ 振り返りを他者と共有することで、多面的な理解ができたか
- ・ 振り返りを他者と共有する際に「児童館ガイドライン」に立ち返ることができているか
- ・ 事例検討等の場で、実践記録に「書いたこと」「書かなかったこと」の双方を他者と共有できたか
- ・ 事例検討等の場が、安心して振り返る場となっているか
- ・ 子どもの課題に対し具体的な行動（次の事業・相談・連携）ができたかどうか
- ・ 実践とその振り返りを経た自己変容はどのようなものであるか



モデル図2：児童館実践の振り返りと寄りどころとしての児童館ガイドライン

上記のモデル図に示したように、実践記録を言語化・記録化することで児童厚生員は自分自身の支援行為を振り返ることができる。実践記録は、自分自身が後に「他者」として「読み返す」こともできるし、自分以外の「他者」と協同で省察する際の基盤ともなり得る。このとき、子どもの目の前にいる自分にはなかった側面から見ることで足元がゆらぐような経験をするかもしれない。そんなときに立ち返るのは、「児童館ガイドライン」である。

児童館での活動が「うまくいった」というとき、それは「児童館ガイドライン」に照らしてどうであるのか。参加人数がとて多かったとして、子どもの意見の尊重はできていたか、それが子どもの最善の利益にかなうものとなっていたのだろうか。そのような判断の軸を、一人ひとりの児童厚生員の身体の内に入り出すための枠組みが、このモデルである。このようにして作成された実践記録は、児童厚生員としての専門性の獲得を可能とし、加えて実践記録を作成し共有する過程における児童館職員のチームとしての力量形成に資するものとなるであろう。

以上を、児童館における「遊びのプログラム」の検証の枠組みとして提示する。

6. 調査研究を終えて

○ 児童館プログラムの効果の検証・分析について

本研究では、児童館で職員が日常的に行っている、子どもの最善の利益に寄与しつつ子どもの状況を良い方向に変えてゆく行動について多くの関係者とヒアリングを重ねた。ヒアリングの対象として児童館関係者、有識者、学術経験者、利用者など幅広い立場の方々を選び、多角的な意見を集めるよう努めた。また、児童館現場で職員が心がけている子どもの最善の利益に寄与する行動や、その実践活動を詳しく調べ、意見交換を重ねた。そのプロセスを通して「日常プログラム」「児童館ガイドライン」「実践記録」などの一連のキーワードが抽出された。今後の児童館プログラムの効果の検証・分析の方向性としては、それぞれのキーワードについての検討を継続し深めながら児童館における「遊びのプログラム」の評価につなげてゆく事としたい。

○ 児童館実践記録のデータベース化と児童館の情報化について

調査研究を通じて児童館職員同士の「情報」の効率的な運用を支えるシステム構築についても検討する必要があることも明らかになった。「最適なデータベース運用」にはシステムの課題だけでなく、利用者の権利やプライバシーの保護、倫理面への配慮など、児童館単独では判断できない大きな課題も含まれて来る。その為、今後の検討にあたってはなるべく広範囲な専門領域の研究者を集めて論議を重ねてゆくことが求められる。また社会の隅々まで情報ネットワークが繋がっている現代では、「児童館にふさわしい情報との付き合い方の考え」を確認する必要がある。そのためには児童館、関係機関、保護者などのステークホルダー間での情報共有化のメリットとリスクについて幅広い視点で検討し、方向性を模索する必要がある。

企業や商業サービス施設では「利便性」「効率性」「生産性」などがICT（最新情報技術）導入の目的であるが、児童館は「児童の健全育成」という根本的に異なる目的を持っている施設である。その為、ICTとの関わりについて明快な答えを持つに至らず導入はまだ一部にとどまっている。ICTは社会の中で急速に進化し続けており、小中学校へのスマートフォン持ち込みが認められるようになった今日、児童館においてどのようにICTと付き合うかを早急に検討する必要がある。

[以上]

本調査研究の成果は、早稲田大学のウェブサイトにおいて公開されています。

また、本研究をともに実施し、全国の児童館にネットワークを持つ児童健全育成推進財団のウェブサイトからもアクセスできます。

<https://www.waseda.jp/fsci/giti/news/2019/04/05/728/>